

生駒市規則第10号

職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の定年等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の定年等に関する規則(昭和60年3月生駒市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第5項」を「第14条」に改める。

第3条の見出し中「おける」を「係る」に改める。

第4条の見出し中「辞令」を「勤務延長等に係る辞令」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第1号に該当する場合のうち、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる書面の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

第5条の見出しを「(勤務延長等に関する報告)」に改め、同条中「別記様式」を「様式第1号」に改め、同条の次に次の6条を加える。

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合)

第6条 条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(異動期間の延長に係る職員の同意)

第7条 条例第10条に規定する職員の同意は、書面により得るものとする。

(降任等に係る辞令の交付)

第8条 任命権者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をする場合には、辞令を交付して行わなければならない。

2 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令を交付しなければならない。

(1) 条例第9条の規定により異動期間を延長するとき。

(2) 異動期間の期限を繰り上げるとき。

(異動期間の延長に関する報告)

第9条 任命権者は、毎年5月末日までに、異動期間の延長の状況報告書（様式第2号）を提出して、前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を市長に報告しなければならない。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第10条 条例第12条及び第13条の市長が規則で定める情報は、定年前再任用（条例第12条又は第13条の規定により採用することをいう。以下同じ。）をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無

その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(定年前再任用に係る辞令の交付)

第11条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した辞令を交付するものとする。ただし、第2号に該当する場合の

うち、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる書面の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

(1) 定年前再任用を行うとき。

(2) 任期の満了により定年前再任用をされた職員が当然に退職するとき。

別記様式を次のように改める。

様式第 1 号（第 5 条関係）

勤務延長等の状況報告書

第 号
年 月 日

生駒市長 殿

任命権者

職員の定年等に関する規則第 5 条の規定により、勤務延長等の状況について、
下記のとおり報告します。

記

- 1 勤務延長等を行った職員の氏名及び年齢
- 2 勤務延長等を行った職員の所属名、職名、給料表、級及び号給
- 3 勤務延長等を行った職員の定年年齢及び定年退職日
- 4 勤務延長等を行った職員が従事する職務の内容
- 5 勤務延長等を行った理由、その延長等の根拠条項及び勤務延長等の期限
- 6 その他

様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 2 号（第 9 条関係）

異動期間の延長の状況報告書

第 号

年 月 日

生駒市長 殿

任命権者

職員の定年等に関する規則第 9 条の規定により、異動期間の延長の状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 異動期間を延長した職員の氏名及び年齢
- 2 異動期間を延長した職員の所属名、職名、給料表、級及び号給
- 3 異動期間を延長した職員が占めている管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢及び延長前の異動期間の末日
- 4 異動期間を延長した職員が従事する職務の内容
- 5 異動期間を延長した理由、その延長の根拠条項及び異動期間の末日
- 6 その他

(生駒市職員表彰規則の一部改正)

第2条 生駒市職員表彰規則(平成26年12月生駒市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第7条」の次に「(第6項を除く。)」を加え、同項ただし書中「育児休業をした」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定による育児休業をした職員
- (2) 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年3月生駒市条例第3号)第15条第1項に規定する介護休暇を取得した職員
- (3) 生駒市職員の退職手当に関する条例(昭和47年10月生駒市条例第30号)第19条第2項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等(生駒市職員の退職手当に関する条例第7条第6項に規定する職員以外の地方公務員等をいう。以下同じ。)となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となった職員

(生駒市公印規則の一部改正)

第3条 生駒市公印規則(平成9年3月生駒市規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表の専用公印の表の4の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員又は会計年度任用職員」に改める。

(生駒市職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第4条 生駒市職員の職の設置に関する規則(昭和56年7月生駒市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項及び」を「第22条の4第1項及び第22条の5第1項並びに」に改める。

(生駒市職員分限審査委員会規則の一部改正)

第5条 生駒市職員分限審査委員会規則（平成28年11月生駒市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条」を「第2条の2及び第2条の3」に改め、同条第3号中「第7条第1項」を「第6条第1項」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する規則の一部改正）

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する規則（平成11年4月生駒市規則第17号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（給与条例附則第24項の規定の適用を受ける一般の派遣職員の給与）

2 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例附則第24項の規定の適用を受けることとなった一般の派遣職員の給与は、当分の間、同項の規定の適用を受ける職員となった日を派遣の日の前日とみなして、第3条第1項から第5項までの規定を適用して得た額とする。

（生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第7条 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年3月生駒市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第11条の2中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に、「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員（法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）」に改める。

第11条の3第2項第2号中「任期付短時間勤務職員」の次に「並びに定年

前再任用短時間勤務職員」を加える。

第13条第1号及び第2号並びに第13条の2中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第13条の3第1項第1号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同項第2号中「再任用職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第4項において同じ。）又は任期付短時間勤務職員（条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。第4項において同じ。）」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第4項中「再任用職員又は任期付短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第13条の4中「掲げる率」を「定める率」に改め、同条第1号及び第2号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第15条、第16条第3項、第17条第6項、第18条の2第1項並びに第28条第2項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

別表第2の18の項中「生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和47年10月生駒市条例第30号）」を「生駒市職員表彰規則（平成26年12月生駒市規則第33号）第4条第2項」に改め、同表備考を削る。

（生駒市職員の退職管理に関する規則の一部改正）

第8条 生駒市職員の退職管理に関する規則（平成28年3月生駒市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第22条第2号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(生駒市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第9条 生駒市職員安全衛生管理規則(昭和62年7月生駒市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(第6号及び第8号を除く。)」を削り、「第28条の5第1項及び」を「第22条の4第1項及び第22条の5第1項並びに」に改める。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第10条 給料等の支給に関する規則(昭和32年7月生駒市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」を削り、「第4条の2」を「第4条第9項」に改め、同条第2号中「育児短時間勤務職員」という。)の次に「、育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された同項に規定する短時間勤務職員又は生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19年12月生駒市条例第28号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」を加え、「第4条第1項、第2項、第4項又は第9項」を「第4条第1項、第2項又は第4項」に改める。

第3条の5中「該当する職員」の次に「(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)」を加える。

第4条の17第1号ア中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「法第28条の2第1項」を「法」に改め、「(法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及

び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)」を削る。

第5条の5第1項及び第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第5条の6第1項中「区分に応じ、同表に掲げる額」を「とおりに改め、同項の表を次のように改める。

給料表	職員	支給額
条例第3条第1項の給料表（以下「一般職給料表」という。）	職務の級8級の職員	10,000円
	職務の級7級の職員	8,000円
	職務の級6級の職員	6,000円
生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の給料表（以下「特定任期付職員給料表」という。）	6号給又は7号給を受ける職員	10,000円
	4号給又は5号給を受ける職員	8,000円
	1号給、2号給又は3号給を受ける職員	6,000円

第5条の6第3項中「区分に応じ、同表に掲げる額」を「とおりに改め、同項の表を次のように改める。

給料表	職員	支給額
一般職給料表	職務の級8級の職員	5,000円
	職務の級7級の職員	4,000円
	職務の級6級の職員	3,000円
特定任期付職員給料表	6号給又は7号給を受ける職員	5,000円
	4号給又は5号給を受ける職員	4,000円
	1号給、2号給又は3号給を受ける職員	3,000円

第7条第2号及び第3号並びに第9条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職

員」に改める。

第19条の2中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第11条 初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和41年11月生駒市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第6条中「10年」を「10割」に改める。

第11条第1項中「と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)」を「に対応する別表第7の2の降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「この」を「これらの」に改め、同項に後段として次のように加え、同項を同条第3項とする。

この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第11条第1項の次に次の1項を加える。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

第18条第1項中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

別表第7中

26
26
27
27
28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43

を

25
26
26
26
26
27
27
27
28
28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

に改め、同表の次に次の1表を

加える。

別表第7の2（第11条関係）

降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	33	17	17	9	9	13	13
2	33	18	18	10	10	14	14
3	33	19	19	11	11	15	15
4	34	20	20	12	12	16	16
5	35	21	21	13	13	17	17
6	36	22	22	14	14	18	18
7	37	23	23	15	15	19	19
8	39	24	24	16	16	20	20
9	40	25	25	17	17	21	21
10	42	26	26	18	18	22	22
11	43	27	27	19	19	23	23
12	44	28	28	20	20	24	24
13	45	29	29	21	21	25	25
14	46	30	30	22	22	26	26
15	47	31	31	23	23	27	27
16	48	32	32	24	24	28	28
17	49	33	33	25	25	29	29
18	50	34	34	26	26	30	30
19	51	35	35	27	27	31	31
20	52	36	36	28	28	32	32
21	53	37	37	29	29	34	33
22	54	38	38	30	30	36	34
23	55	39	39	31	31	38	35
24	56	40	40	32	32	40	36
25	59	41	41	33	33	42	38
26	62	42	42	34	34	44	40

27	65	43	43	35	35	46	42
28	68	44	44	36	36	48	47
29	70	45	45	37	37	52	52
30	72	46	46	38	38	56	57
31	74	47	47	39	39	67	61
32	76	48	48	40	40	80	61
33	78	49	49	41	41	82	61
34	80	50	50	42	42	84	61
35	82	51	51	43	43	85	61
36	84	52	52	44	44	85	61
37	86	53	53	45	45	85	61
38	88	54	54	46	46	85	61
39	90	55	55	47	47	85	61
40	92	56	56	48	48	85	61
41	93	58	57	49	50	85	61
42	93	60	58	50	52	85	61
43	93	62	59	51	54	85	61
44	93	64	60	52	56	85	61
45	93	66	63	53	58	85	61
46	93	68	66	54	60	85	
47	93	70	69	55	62	85	
48	93	72	72	56	64	85	
49	93	76	75	57	66	85	
50	93	80	78	58	76	85	
51	93	84	81	59	88	85	
52	93	88	84	60	92	85	
53	93	93	88	61	93	85	
54	93	98	92	62	93	85	
55	93	103	97	63	93	85	
56	93	109	102	64	93	85	
57	93	115	107	65	93	85	
58	93	121	112	66	93	85	
59	93	125	113	67	93	85	

60	93	125	113	68	93	85	
61	93	125	113	69	93	85	
62	93	125	113	70	93		
63	93	125	113	71	93		
64	93	125	113	72	93		
65	93	125	113	73	93		
66	93	125	113	74	93		
67	93	125	113	75	93		
68	93	125	113	80	93		
69	93	125	113	85	93		
70	93	125	113	88	93		
71	93	125	113	89	93		
72	93	125	113	90	93		
73	93	125	113	91	93		
74	93	125	113	92	93		
75	93	125	113	93	93		
76	93	125	113	93	93		
77	93	125	113	93	93		
78	93	125	113	93	93		
79	93	125	113	93	93		
80	93	125	113	93	93		
81	93	125	113	93	93		
82	93	125	113	93	93		
83	93	125	113	93	93		
84	93	125	113	93	93		
85	93	125	113	93	93		
86	93	125	113	93			
87	93	125	113	93			
88	93	125	113	93			
89	93	125	113	93			
90	93	125	113	93			
91	93	125	113	93			
92	93	125	113	93			

93	93	125	113	93			
94	93	125					
95	93	125					
96	93	125					
97	93	125					
98	93	125					
99	93	125					
100	93	125					
101	93	125					
102	93	125					
103	93	125					
104	93	125					
105	93	125					
106	93	125					
107	93	125					
108	93	125					
109	93	125					
110	93	125					
111	93	125					
112	93	125					
113	93	125					
114	93						
115	93						
116	93						
117	93						
118	93						
119	93						
120	93						
121	93						
122	93						
123	93						
124	93						
125	93						

(技能職員の給与等に関する規則の一部改正)

第12条 技能職員の給与等に関する規則(昭和41年12月生駒市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条中「正規の勤務時間」を「生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年3月生駒市条例第3号。以下「勤務時間等条例」という。)第7条第1項に規定する正規の勤務時間」に改める。

第5条第1項中「、任命権者が定める」を「任命権者が決定するものとし、当該職員の給料月額は、当該職員の号給に応じた額とする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定の適用を受ける者を含む。以下「育児短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該職員の号給に応じた額に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「育児短時間勤務算出率」という。)を、育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された同項に規定する短時間勤務職員又は生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19年12月生駒市条例第28号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該職員の号給に応じた額に、勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「任期付短時間勤務算出率」という。)をそれぞれ乗じて得た額とする。

第5条第3項中「決定するものとする」を「決定するものとし、育児短時間

勤務職員の給料月額は、当該職員のその号給に応じた額に育児短時間勤務算出率を、任期付短時間勤務職員の給料月額は、当該職員の号給に応じた額に任期付短時間勤務算出率をそれぞれ乗じて得た額とする」

第6条第4項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条に次の1項を加える。

5 任期付短時間勤務職員には、第1項の規定にかかわらず、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び退職手当を支給しない。

附則第7項の次に次の見出し及び4項を加える。

（60歳を超える職員の給料の特例）

8 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第1項、第3項及び第4項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

9 育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする」とする。

10 附則第8項の規定は、臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員には適用しない。

11 附則第8項から前項に定めるものを除くほか、60歳を超える職員の給料の特例については、一般職員の例による。

別表第1中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(改正条例附則第2条第1項の規定による勤務についての準用)

- 2 第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する規則第3条から第5条までの規定は、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年9月生駒市条例第21号。以下「改正条例」という。）附則第2条第1項の規定による勤務について準用する。

(暫定再任用の選考に用いる情報)

- 3 改正条例附則第4条第1項及び第2項、第5条第1項及び第2項、第6条第1項及び第2項並びに第7条第1項及び第2項の規則で定める情報は、暫定再任用（改正条例附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(暫定再任用に係る辞令の交付)

- 4 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した辞令を交付するものとする。ただし、第3号に該当する場合のうち、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる書面の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

- (1) 暫定再任用を行うとき。
- (2) 暫定再任用をされた職員の任期を更新するとき。

(3) 任期の満了により暫定再任用をされた職員が当然に退職するとき。

(生駒市職員の職の設置に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

5 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第6条第1項及び第2項並びに第7条第1項及び第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、定年前再任用短時間勤務職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項及び第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）とみなして、第4条の規定による改正後の生駒市職員の職の設置に関する規則第2条の規定を適用する。

(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条の2、第11条の3第2項（第2号に係る部分に限る。）、第13条、第13条の2、第13条の3第1項及び第4項、第13条の4（第1号及び第2号に係る部分に限る。）、第15条、第16条第3項、第17条第6項、第18条の2第1項並びに第28条第2項の規定を適用する。

(生駒市職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

7 改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、改正法による改正後の地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、第8条の規定による改正後の生駒市職員の退職管理に関する規則（以下「改正後の退職管理規則」という。）第22条（第2号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

8 第8条の規定の施行前に、改正法による改正前の地方公務員法（以下「旧法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合における改正後の退職管理規則第22条（第2号に係る部分

に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による

(生駒市職員安全衛生管理規則の一部改正に伴う経過措置)

- 9 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条の規定による改正後の生駒市職員安全衛生管理規則第2条の規定を適用する。

(給料等の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 10 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(1) 暫定再任用短時間勤務職員 改正条例附則第10条第3項

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項の規定による育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）改正条例附則第10条第2項の規定により読み替えられた改正条例附則第10条第1項

- 11 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、給料等の支給に関する規則第4条の14に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する勤務場所に通勤することが同規則第4条の15に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員は、生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）第8条の3第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員とする。

(1) 改正法附則第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項又は第7条第1

項の規定による採用（旧法第28条の2第1項の規定により退職した日（旧法第28条の3又は改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び旧法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は改正法附則第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項若しくは第7条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

(2) 改正法附則第4条第2項、第5条第3項、第6条第2項又は第7条第3項の規定による採用（法第28条の6第1項の規定により退職した日（法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び法第22条の4第1項若しくは第22条の4第1項、第22条の5第1項又は改正法附則第4条第2項、第5条第3項、第6条第2項若しくは第7条第3項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

12 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第10条の規定による改正後の給料等の支給に関する規則（以下「改正後の給料等支給規則」という。）第5条の5第1項及び第4項、第7条（第2号及び第3号に係る部分に限る。）、第9条並びに第19条の2の規定を適用する。

13 暫定再任用職員（改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給料等支給規則第18条の規定を適用する。

（技能職員の給与等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

14 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第12条の規定による改正後の技能職員の給与等に関する規則第6条第4項及び別表第1の規定を適用する。

(施行の細目)

- 15 前各項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。